

# 令和9年度保育所等整備事業募集要領

## 1 募集の概要

### (1) 募集の趣旨

教育保育提供体制の計画的な整備を目的に、下記の内容で保育所等を整備しようとする事業者を募集します。

今治市立乃万保育所は、築50年を超える老朽化が進んでいるとともに、耐震性に不安があり、令和8年度から仮設園舎にて保育を行うべく進めており、今後閉所に向けた調整を進めていく予定としています。

乃万保育所を閉所した場合、保育の受け皿が不足する恐れがあることから、閉所後の主な受け皿となる新施設を近隣に誘致し、新施設開設と同時に閉所するスケジュールを想定しています。

前述の事情を踏まえ、乃万保育所閉所後の保育の受け皿としての役割を担う保育所等の整備計画を募集します。

### (2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象事業	対象地域	選定施設数
保育所または幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の利用定員が80名程度必要）を整備し、令和10年4月1日までに認可を受ける見込みの施設	学校法人 社会福祉法人	保育所または幼保連携型認定こども園を構成する保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	乃万小学校区内	1施設

## 2 応募要件

### (1) 必須条件（満たさなければ選定対象とならない条件）

#### ① 応募事業者の資格

- ・現に市内で認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人、社会福祉法人であること。

#### ② 関係基準の遵守

- ・保育所等認可、確認に係る設備運営基準等を満たす計画であること。  
「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和3年3月26日条例第13号）、「愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月17日 愛媛県条例第45号）等に適合していること。

- ・建築基準法、都市計画法、風営法等の関係法令を確認し、児童福祉施設として適法な立地に建築される計画であること。

#### ③ 施設種別

- ・保育所または幼保連携型認定こども園のいずれかであること。

#### ④ 利用定員

- ・保育（2号・3号）定員を80名程度とすること

※設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

※認定こども園において、教育（1号）定員を設定する場合は、必要最低限の設定（数人程度）してください。

## ⑤ 建築用地

- ・乃万小学校区内であること。
- ・都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。なお、その内容は、【様式6－1】に詳細に記入すること。
- ・建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること（ただし、福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団からの借り入れのみの場合を除く）。
- ・建設用地が貸与の場合、保育所等の認可を受けるまでに事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定登記を行うこと。また現時点で貸与の場合は土地賃貸借契約書を提出すること。

土地を今後、売買（賃借）により取得する場合、応募の段階では契約を有していないても、売買（賃借）が確実であることが証明できればよい。その場合、「土地売買（賃貸借）確約書」等を添付すること。

## ⑥ 建築施設

- ・建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式6－1】に詳細に記入すること。

- ・この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金の交付を受け取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式6－1】に詳細に記入すること。

## ⑦ 建設スケジュール

- ・令和10年3月31日までに事業のすべてを完了し、保育所等の認可を受け、令和10年4月1日に開園が可能なこと。なお、選定された後の不測の事態における開園時期の遅延について、都度協議するものとする。
- ※補助金の活用を前提とする場合、令和9年度の市の補助金交付決定後に、工事事業者の募集告示・入札・契約の流れとなるため、スケジュール管理に注意。

### (2) 優先条件（選定上優先される条件）

- ・乃万保育所からより近距離に立地するもの
- ・土地と建物を自己所有する（見込みである）もの
- ・現在の乃万保育所における運営内容（保護者の費用負担、開所時間、受け入れ月齢等）と近しい内容であるもの
  - ・現在の乃万保育所における運営内容と異なる内容を想定している場合、乃万保育所からの転園児に対する配慮がなされているもの
  - ・保護者の送迎用のスペースや駐車場が確保され、路上駐車等の可能性が低いものであるもの
  - ・国の交付金が未採択となり、市の補助金の交付決定がされない場合でも、自己資金において事業実施を行うもの

## 3 施設整備に係る補助金について

選定された整備事業は、令和9年度今治市保育所等整備事業費補助金の交付対象候補とします。（ただし、本補助金は市の予算議決を要するほか、国の交付金を財源とするため、選定された事業計画についても、補助金の交付が確約されるものではありません。）

- ・今治市保育所等整備事業費補助金  
財源：就学前教育・保育施設整備交付金

※土地の買収又は整地に関する費用や職員の宿舎に関する費用は対象外です。

(※参考：令和7年度の交付金制度による補助試算額)

整備区分	定員 規模	補助基準額 (対象事業費)	左記の内、補助割合
保育所機能 創設	71人～100人	155,000千円	国1/2、市1/4（予定）、
	101人～130人	186,400千円	
	131人～160人	215,800千円	

※この場合の補助基準額は、本体工事費のみに係るものであり、設計料、解体工事費、  
仮設施設整備費は補助対象外です。

※上記額は令和7年度における金額です。

※補助金を活用できない場合での実施計画がある場合、補助金なしでの資金計画書も併せてご提示ください。

#### 4 応募の手続等

令和8年1月26日（月）～令和8年2月20日（金）までに

『事前申込書』を提出し、

令和8年4月13日（月）～令和8年4月24日（金）までに

『事業計画書』を提出してください。（ただし、土、日曜日、祝日は除く）

- 1) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- 2) 提出場所 今治市保育幼稚園課 企画係（市役所第1別館4階）
- 3) 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ持参すること。  
(郵送及びFAXによるものは受け付けません。)
- 4) 提出書類及び提出部数

##### <事前申込書> 1部

事前申込書【様式1】、用地総括表（事前申込用）【様式2】、位置図（様式2に添付）、関係機関との協議状況書【様式6-1】

##### <事業計画書> 正本（原本）1部・副本（正本の写し）5部

別紙「保育所等整備事業計画書 提出書類一覧表」のとおり

- 左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。）、目次及び項目ごとにインデックスを付けてください。
- 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。  
ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで提出してください。

なお、事前申込書、事業計画書を提出後に辞退する事由が発生した場合、速やかに辞退届（別紙様式2）を、提出すること。

#### 5 審査

- (1) 応募者から提出された計画を、「今治市子ども・子育て会議 施設選定部会」において審査し、補助対象候補者として整備法人を決定します。
- (2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知します。
- (3) 審査の結果により、提案について適当でないと判断した場合は、整備法人の決定をしないことがあります。

## 6 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は、原則として次のとおりとします。

### (1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書（別紙様式）を保育幼稚園課企画係宛に電子メールにて提出してください。その際、担当者氏名等をもれなく記載するとともに電話連絡をお願いいたします。回答書は後日送付します。

### (2) 質問受付期間

令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）勤務時間内  
(ただし、土、日曜日、祝日は除く)

### (3) 電子メールアドレス

電子メールアドレス [hoiku@imabari-city.jp](mailto:hoiku@imabari-city.jp)

### (4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要性がある場合は、その回答等を応募者（説明会参加者）全員にお知らせします。

回答は令和8年2月6日（金）ごろまでに随時行います。

## 7 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 整備計画書に虚偽の記載があった場合
- (3) 整備計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 整備法人決定後、施設設置予定地に変更が生じた場合（軽微な変更を除く）
- (5) 整備法人決定後、事業主体となる法人に変更が生じた場合（名称変更等は除く）
- (6) 整備法人決定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合
- (7) 事前申込書の提出がないまま、事業計画書を提出がされた場合
- (8) 整備法人決定後、建設に係る開発・建築規制、新設法人の認可その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) 今治市子ども・子育て会議 施設選定部会等のヒアリングに出席しない場合
- (10) その他不正行為等があった場合

## 8 応募に当たっての留意点

- (1) 応募件数は1法人1施設（園）とします。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。
- (4) 今治市子ども・子育て会議 施設選定部会において確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。
- (5) 提出された書類は、返却いたしません。また、今治市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (6) 今治市保育所等整備事業費補助金を活用する場合、整備法人決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（加えて、福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後）、市の補助金交付決定を経た上で、整備法人には市公共工事に準じた競争入札の広告等の手続きを開始していただくことになります。
- (7) 応募に当たっては、提案する整備計画が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (8) 同一の者が複数の法人の代表者を兼ねている場合は、1法人のみの応募とします。

## 9 地域住民への説明について

- (1) 工事予定地の隣接者（公図上の土地地権者。道路や水路を隔てた地権者も含む。）及びその他の工事予定地の地域住民（町内会・土地改良区等）については工事内容等について説明を行い、その説明経過の報告書と同意書を頂けた場合にはその同意書を提出してください。
- (2) 地域住民等への説明は、「今治市の保育所等整備事業者の募集に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、応募して整備法人として選定されなければ事業化されない」という前提をよく説明し、誤解のないよう十分注意して行ってください。
- (3) 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるのではなく、施設建設や事業が円滑に実施できるように、地域住民等の理解と協力が得られる状態であることが重要です。

## 10 日程

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします。

令和8年1月19日(月)	説明会開催
令和8年1月19日(月) ～令和8年1月30日(金)	質問受付期間（回答は随時）
令和8年1月26日(月) ～令和8年2月20日(金)	事前申込書の提出期間
令和8年4月13日(月) ～令和8年4月24日(金)	事業計画書の提出期間
令和8年5～6月頃	今治市子ども・子育て会議施設選定部会でプレゼンテーションを実施して選定 (必要に応じ別途法人ヒアリングを実施)
令和8年6～7月頃	事業者の決定・通知・公表

### 担当課

今治市こども未来部こども未来政策局保育幼稚園課 企画係

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

電話：0898-36-1524

FAX：0898-34-1145

e-Mail：[hoiku@imabari-city.jp](mailto:hoiku@imabari-city.jp)

(参考)

(1) 乃万小学校区

乃万小学校区	山路、山路町一丁目、矢田、神宮、野間、宅間、延喜、阿方、しまなみの杜、しまなみヒルズ、クリエイティブヒルズ
--------	---

(2) 乃万保育所の概要について

構造・築年数	鉄筋コンクリート造2階建 昭和49年築					
建物延床面積	767.19m <sup>2</sup>					
敷地面積	1,777.72m <sup>2</sup>					
認可定員	100名					
受入児童数 (R7.12.1時点)	0歳 0人	1歳 6人	2歳 5人	3歳 13人	4歳 16人	5歳 18人
保育時間	保育標準時間				延長保育 (月～金)	
	早出	保育短時間	居残り			
	7:15～	8:30～16:30	～18:15			
受入開始月齢	生後90日～					
地域子ども子育て支援事業	一時預かり事業（一般型） 1日1500円					
主な実費徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副食費（3歳以上）4,500円/月</li> <li>・主食費（3歳以上）500円/月</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金：240円/年</li> <li>・カラー帽子 940円</li> <li>・行事参加料：morocco参加料(330円)</li> </ul>					
備考	令和8年度から仮園舎において保育を行うため、現在0歳児の受け入れを行っていない。					